

浄化槽の維持管理をお願いします

浄化槽は、家庭のトイレから出るし尿や生活雑排水(台所・洗面所・風呂場から出る汚れた水)をきれいにして放流する施設です。

適切な維持管理を行わないと、放流する水の水质が悪化したり、悪臭が発生したりと、逆に生活環境を悪くする原因となります。そのため、浄化槽法により浄化槽の維持管理が義務付けられています。維持管理を行い浄化槽の機能が十分に発揮できるようにしましょう。

維持管理	検査回数	実施内容	実施者
保守点検	年3~4回	運転状況や放流水の確認 薬剤の補充等	保守点検業者
清掃	年1回以上	汚泥の引き抜き	浄化槽清掃業許可業者
7条検査	1回(使用開始後3~8か月目に実施)	水质検査 外觀検査 書類検査	栃木県浄化槽協会
11条検査	年1回	水质検査 外觀検査 書類検査	栃木県浄化槽協会または協会指定の採水員

問生活環境課 ☎(57)4131

(一社)栃木県浄化槽協会 ☎028(633)1650

令和4年度逆川排水機場ポンプ運転状況(4月~7月)

大雨に備えて、ポンプ運転状況をお知らせします。

月日	運転の種類 実運転または点検	ポンプ運転時間(分)			総排水量 (m ³)	備考 (効果など)
		No.1	No.2	No.3		
4/19	点検	7	10	3	3,480	点検結果:異常なし
5/10	点検	6	6	5	3,840	点検結果:異常なし
5/24	点検	9	5	5	4,080	点検結果:異常なし
6/8	点検	5	5	9	5,520	点検結果:異常なし
6/21	点検	8	5	10	6,360	点検結果:異常なし
7/4	点検	15	5	5	4,800	点検結果:異常なし
7/19	点検	5	5	8	5,040	点検結果:異常なし

問上下水道課 ☎(57)4165

野焼きは法律で禁止されています

庭先などでゴミを燃やす行為は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、原則禁止と定められています。違反した場合、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその両方が科せられる場合があります。それだけでなく、野焼きはダイオキシン類などの発生の原因となりますので絶対にやめましょう。

ご家庭で出たゴミを処分する際は必ず、適正に分別をしたうえで指定の集積場に出してください。

また、野焼きを行っている現場を目撃した際には生活環境課までご連絡ください。

問生活環境課 ☎(57)4131

「きらり館」の催し ~趣味の作品展を行います~

☎10月8日(土)~13日(木)9時~16時

※初日は13時~、最終日は12時まで。

※10日(月・祝)休館日

所きらり展示館

【主催】花咲かせ隊&フラワーサークル有志

※展示物は、個人の趣味で作成した作品です。

(陶芸品、組み紐、写真、絵手紙、手芸品等)

問星野 ☎(55)2232

きらり館 ☎0280(23)1231

おれんじカフェ

「おれんじカフェ」とは認知症の方やその介護をされている方など、誰でも気軽に利用いただける憩いの場です。日頃の悩みや思いなどを同じ立場の人たちと共有しませんか。

☎10月18日(火)14時~15時※途中退出可

所ひまわり館 ☎先着15名 ☎無料

容講話「耳の聞こえについて」

☎10月3日(月)~電話または町保健センターへ

問健康福祉課 ☎(57)4173

人権標語

あなたの言動がカギになる その手で変えよう 幸せな世の中に

新橋小学校 ^{やしま}八島 ^{みく}美空

(令和4年度人権啓発カレンダー掲載作品審査会での優秀作品から選出したものです)